

奈良県告示第四百十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、平群町平群駅西土地区画整理組合から次のとおり大和都市計画事業平群駅西特定土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十一年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 換地処分の年月日

平成三十一年二月十七日

二 換地処分の内容

平成三十一年一月七日付け奈良県指令地デ推第十七号の七をもって認可した換地計画のとおり